

平成18年度厚生保険特別会計児童手当勘定予算案の概要

	17年度予算額	18年度予算案	差引増△減額	備 考
	千円	千円	千円	
【歳入】				【児童手当拠入金収入の内訳】
拠入金収入	138,241,605	137,854,714	△ 386,891	○拠入金率 0.9/1000(総報酬制) ・厚生年金保険被保険者 拠入金収入1,327億円→1,321億円 被保険者数3,185万人→3,282万人 標準報酬月額 312,660円→313,031円 ・私学共済組合等組合員等 拠入金収入 55億円→57億円
一般会計より受入	317,475,025	227,086,482	△ 90,388,543	※ 国庫負担割合2/3→1/3
積立金より受入	11,777,552	9,518,698	△ 2,258,854	
雑収入	1,501,691	1,398,861	△ 102,830	
前年度剰余金受入	16,812	725,531	708,719	
計	469,012,685	376,584,286	△ 92,428,399	
【歳出】				
被用者児童手当 交付金	321,881,220	265,564,936	△ 56,316,284	○支給児童数 (+3,419千人) 8,597千人→12,016千人 ・支給児童数(被用者分) 6,258千人→8,795千人
非被用者児童手当 交付金	109,385,200	71,518,059	△ 37,867,141	・支給児童数(非被用者分) 2,339千人→3,221千人
業務取扱費	2,148,793	2,099,006	△ 49,787	※ 18年4月～制度改正所要額を含む ・小学校3学年修了→小学校修了 ・支給率85%→90%
諸支出金	15,310	15,304	△ 6	
児童育成事業費	31,582,162	33,386,981	1,804,819	
予備費	4,000,000	4,000,000	0	
計	469,012,685	376,584,286	△ 92,428,399	

(資料2)

児童手当制度の概要

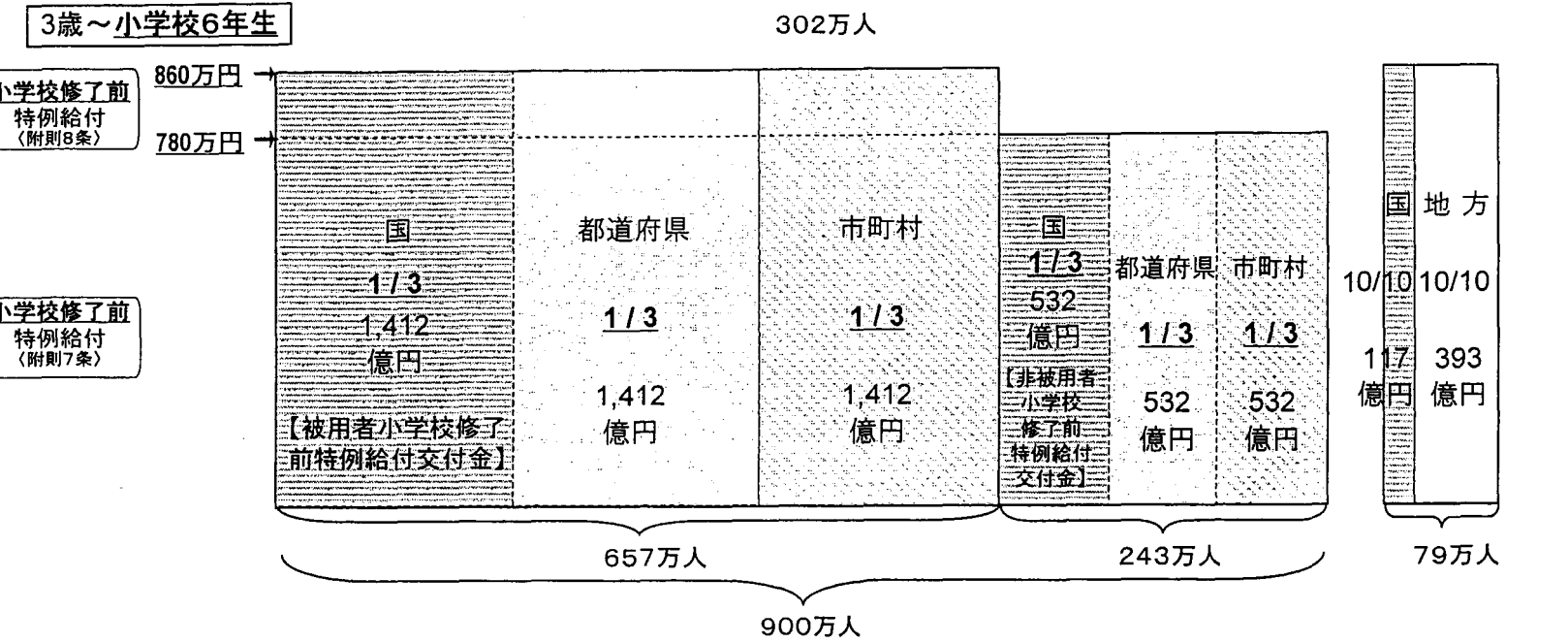
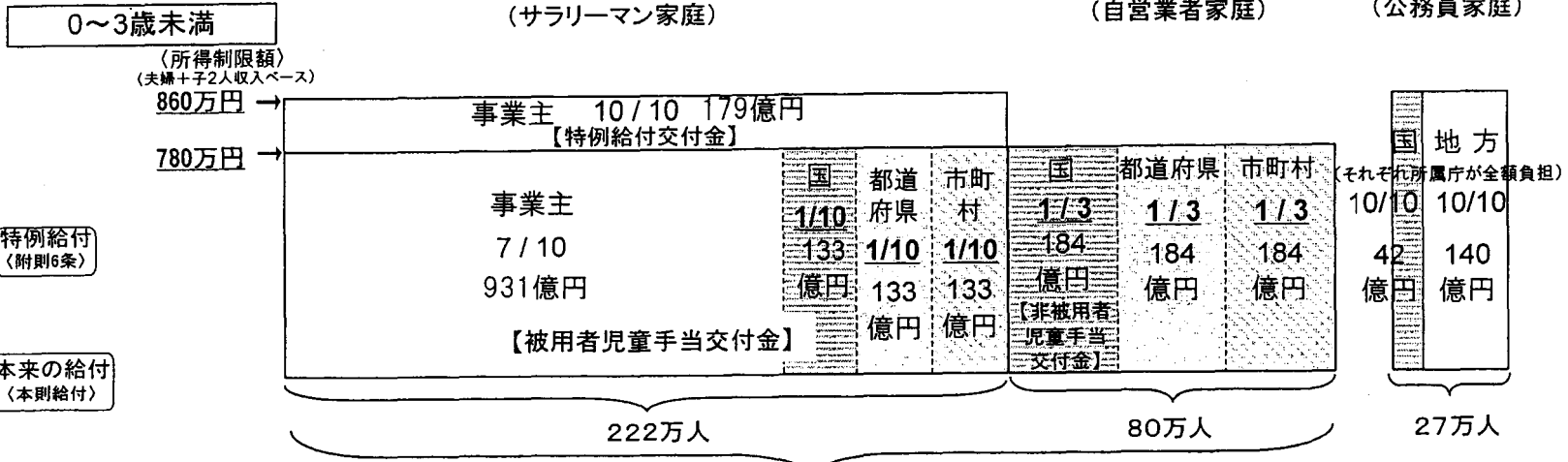
1. 平成18年制度改正の概要(案)

支給対象年齢	小学校第3学年修了まで → 小学校修了まで
所得制限緩和	支給率概ね85% → 概ね90%
費用負担(公費)	国2/3、地方1/3 → 国1/3、地方2/3
実施時期	平成18年4月
追加所要額	約2,180億円(満年度ベース:約2,620億円)

2. 制度の概要

制度の目的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する																				
支給対象	○小学校修了までの児童(12歳に到達後の最初の年度末まで)																				
手当月額	○第1子: 5,000円、第2子: 5,000円 第3子以降: 10,000円																				
支払期月	○支払期月: 毎年2月、6月及び10月(各前月までの分を支払)																				
所得制限 4人世帯(夫婦 と児童2人)の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース: 860万円未満 非被用者 収入ベース: 780万円未満																				
費用負担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>7/10</td> <td>国</td> <td>1/10</td> <td>地方</td> <td>2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主</td> <td>10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>地方</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁</td> <td>10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>地方</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁</td> <td>10/10</td> </tr> </table>	事業主	7/10	国	1/10	地方	2/10	事業主	10/10	国	1/3	地方	2/3	所属庁	10/10	国	1/3	地方	2/3	所属庁	10/10
事業主	7/10	国	1/10	地方	2/10																
事業主	10/10																				
国	1/3	地方	2/3																		
所属庁	10/10																				
国	1/3	地方	2/3																		
所属庁	10/10																				
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率(平成18年度予定: 0.9/1,000)																				
財源内訳	<p>18' 予算案 (17' 予算額)</p> <table border="1"> <tr> <td>給付総額</td> <td>8,580億円</td> <td>(6,420億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>2,420億円</td> <td>(3,280億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>5,050億円</td> <td>(1,990億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td>1,110億円</td> <td>(1,160億円)</td> </tr> </table> <p>※18年度予算案は、4月施行(10ヶ月ベース: 支給対象年齢拡大及び所得制限緩和分) ※公務員を含む。</p>	給付総額	8,580億円	(6,420億円)	国庫	2,420億円	(3,280億円)	地方	5,050億円	(1,990億円)	事業主拠出金	1,110億円	(1,160億円)								
給付総額	8,580億円	(6,420億円)																			
国庫	2,420億円	(3,280億円)																			
地方	5,050億円	(1,990億円)																			
事業主拠出金	1,110億円	(1,160億円)																			

改正案の財源構成 (平成18年度予算案ベース)



※ 給付費合計: 8,582億円(事業主負担計: 1,111億円、国負担計: 2,418億円、地方負担計: 5,053億円)
 ※ 支給対象児童数は制度改正後の人数である。
 ※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているため端数において合計と合致しない場合がある。

児童手当制度改正に伴う法令等の改正予定

名 称	施行時期(予定)	概 要
法 律		
児童手当法	平成18年4月1日	国庫負担割合を2/3から1/3に引き下げるとともに、支給対象年齢を「小学校第三学年修了前」までから「小学校修了前」まで引き上げる。
政 令		
児童手当法施行令	平成18年4月1日	支給率が概ね85%から概ね90%となるよう所得制限限度額を引き上げるとともに、所要の改正を行う。
平成18年度における児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	平成18年4月1日	平成18年度における拠出金率を定める。(拠出金率:0.9/1000(予定))
省 令		
児童手当法施行規則	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
通 知		
児童手当法の一部を改正する法律の施行について(局長通知)	平成18年4月1日	法改正の趣旨及び内容等について。
児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(依命通達)(次官通知)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
市町村における児童手当関係事務処理について(局長通知)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
地方公共団体における児童手当関係歳入歳出予算の科目について(課長通知)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、科目名の変更等を行う。
被用者及び被用者等でない者に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
地方公共団体の公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
公務員に係る児童手当の支給状況報告について(局長通知)(※国家公務員)	平成18年4月1日	支給対象年齢の引上げ等に伴い、様式の変更等を行う。
児童手当法施行規則第1条第2項第5号の規定に基づく証明書の様式について(課長通知)	平成18年4月1日	様式の変更等を行う。

放課後児童クラブの状況

1. 放課後児童クラブ数・登録児童数(都道府県・指定都市・中核市別)

(か所、人)

番号	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	506	18,248
2	青森県	222	9,380
3	岩手県	175	10,530
4	宮城県	163	5,604
5	秋田県	140	5,172
6	山形県	137	6,077
7	福島県	196	8,275
8	茨城県	414	14,508
9	栃木県	256	10,269
10	群馬県	263	11,537
11	埼玉県	628	29,661
12	千葉県	443	17,335
13	東京都	1,386	71,481
14	神奈川県	264	10,827
15	新潟県	214	7,397
16	富山県	95	3,629
17	石川県	135	4,812
18	福井県	144	4,049
19	山梨県	160	6,680
20	長野県	260	11,657
21	岐阜県	204	6,404
22	静岡県	257	10,096
23	愛知県	442	18,735
24	三重県	170	6,408
25	滋賀県	177	7,492
26	京都府	203	7,948
27	大阪府	500	26,593
28	兵庫県	402	15,143
29	奈良県	136	6,082
30	和歌山県	58	1,873
31	鳥取県	110	3,466
32	島根県	135	3,763
33	岡山県	141	4,358
34	広島県	209	8,041
35	山口県	294	9,886
36	徳島県	101	4,605
37	香川県	114	4,284
38	愛媛県	100	4,241
39	高知県	56	2,331
40	福岡県	377	19,376
41	佐賀県	140	5,617
42	長崎県	132	5,541
43	熊本県	181	6,625
44	大分県	123	4,670
45	宮崎県	137	4,756
46	鹿児島県	179	5,605
47	沖縄県	205	9,645

番号	都道府県名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	193	8,646
49	仙台市	110	4,095
50	さいたま市	119	5,327
51	千葉市	95	4,816
52	横浜市	170	7,901
53	川崎市	127	5,480
54	静岡市	56	2,197
55	名古屋市	196	6,308
56	京都市	129	7,070
57	大阪市	211	8,996
58	神戸市	171	8,460
59	広島市	143	5,860
60	北九州市	124	5,257
61	福岡市	144	9,935
62	旭川市	39	1,558
63	秋田市	21	860
64	郡山市	23	1,167
65	いわき市	30	1,276
66	宇都宮市	49	2,537
67	川越市	33	1,824
68	船橋市	55	3,015
69	横須賀市	33	1,106
70	相模原市	65	3,010
71	新潟市	80	4,028
72	富山市	65	3,877
73	金沢市	67	3,291
74	長野市	17	677
75	岐阜市	45	1,216
76	浜松市	55	2,164
77	豊橋市	44	2,048
78	岡崎市	28	1,260
79	豊田市	46	2,207
80	堺市	92	7,260
81	高槻市	41	1,982
82	東大阪市	56	2,551
83	姫路市	53	2,299
84	奈良市	38	2,465
85	和歌山市	52	1,869
86	岡山市	76	4,082
87	倉敷市	51	2,775
88	福山市	67	2,915
89	高松市	40	1,551
90	松山市	42	1,980
91	高知市	45	2,376
92	長崎市	52	3,116
93	熊本市	69	3,262
94	大分市	49	2,096
95	宮崎市	32	1,332
96	鹿児島市	62	2,731
合計		15,184	654,823

※ 平成17年5月1日現在 育成環境課調査

2. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況

* 各年5月1日現在の育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

区 分	平成 17 年	平成 16 年	増 減
クラブ数	15,184か所	14,457か所	727か所
登録児童数	654,823人	593,764人	61,059人
実施市町村割合 (実施市町村数)	82.5% (1,980市町村)	76.0% (2,373市町村)	6.5ポイント

(参考) 過去5年間の実施か所数、児童数、実施市町村数の推移

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
実施か所数(か所)	10,994	11,803	12,782	13,698	14,457
増 減	793	809	979	916	759
児童数(人)	392,893	452,135	502,041	540,595	593,764
増 減	37,717	59,242	49,906	38,554	53,169
実施市町村割合 (実施市町村数)	54.5% (1,773)	59.6% (1,935)	66.3% (2,149)	71.8% (2,303)	76.0% (2,373)

2 設置・運営主体別の状況

区 分	平成 17 年	平成 16 年	増 減
公立公営	7,021(46.3%)	6,889(47.6%)	132
公立民営	6,260(41.2%)	5,863(40.6%)	397
民立民営	1,903(12.5%)	1,705(11.8%)	198
計	15,184(100%)	14,457(100%)	727

注：()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施規模の状況

実施規模	平成 17 年	平成 16 年	増 減
9人以下	570(3.7%)	596(4.1%)	△26
10人～19人	1,790(11.8%)	1,815(12.6%)	△25
20人～35人	4,392(28.9%)	4,486(31.0%)	△94
36人～70人	6,643(43.8%)	6,195(42.9%)	448
71人以上	1,789(11.8%)	1,365(9.4%)	424
計	15,184(100%)	14,457(100%)	727

注：()内は各年の総数に対する割合である。

4 学年別登録児童の状況

学 年	平成 17 年	平成 16 年	増 減
小学1年生	241,575(36.9%)	220,732(37.2%)	20,843
小学2年生	202,040(30.9%)	184,621(31.1%)	17,419
小学3年生	141,422(21.6%)	125,615(21.2%)	15,807
小学4年生以上他	69,786(10.6%)	62,796(10.5%)	6,990
計	654,823(100%)	593,764(100%)	61,059

注：()内は各年の総数に対する割合である。

計数には、障害児数も含む。

5 実施場所の状況

(か所)

実施場所	平成 17 年	平成 16 年	増 減
学校の余裕教室	4, 216 (27.8%)	3, 859 (26.7%)	357
児童館・児童センター	2, 520 (16.6%)	2, 500 (17.3%)	20
学校敷地内専用施設	2, 637 (17.4%)	2, 471 (17.1%)	166
民家・アパート	1, 017 (6.7%)	1, 036 (7.2%)	△19
公的施設利用	1, 396 (9.2%)	1, 365 (9.4%)	31
公有地専用施設	950 (6.3%)	926 (6.4%)	24
私有地専用施設	630 (4.1%)	617 (4.3%)	13
保育所	933 (6.1%)	869 (6.0%)	64
幼稚園	371 (2.4%)	359 (2.5%)	12
団地集会室	132 (0.9%)	121 (0.8%)	11
商店街空き店舗	17 (0.1%)	10 (0.1%)	7
その他	365 (2.4%)	324 (2.2%)	41
計	15, 184 (100%)	14, 457 (100%)	727

注：() 内は各年の総数に対する割合である。

6 障害児受入数の状況

(か所)

受入数	平成 17 年	平成 16 年	増 減
1 人	2, 519 (16.6%)	2, 333 (16.1%)	186
2 人	1, 326 (8.7%)	1, 199 (8.3%)	127
3 人	581 (3.8%)	437 (3.0%)	144
4人以上	661 (4.4%)	502 (3.5%)	159
計	5, 087 (33.5%)	4, 471 (30.9%)	616

注：() 内は全クラブ数に対する割合である。

7 障害児の学年別登録児童の状況

(人)

学 年	平成 17 年	平成 16 年	増 減
小学1年生	2, 552 (1.1%)	2, 087 (0.9%)	465
小学2年生	2, 549 (1.3%)	2, 229 (1.2%)	320
小学3年生	2, 387 (1.7%)	2, 046 (1.6%)	341
小学4年生以上他	3, 491 (5.0%)	2, 927 (4.6%)	564
計	10, 979 (1.7%)	9, 289 (1.6%)	1, 690

注：() 内は学年別登録児童数に対する割合である。

8 終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	平成 17 年	平成 16 年	増 減
17:00まで	2, 129 (14.0%)	2, 392 (16.5%)	△263
17:01 ~ 18:00	8, 611 (56.7%)	8, 323 (57.6%)	288
18:01 ~ 19:00	4, 159 (27.4%)	3, 530 (24.4%)	629
19:01以降	285 (1.9%)	212 (1.5%)	73
計	15, 184 (100%)	14, 457 (100%)	727

注：() 内は各年の総数に対する割合である。

9 休日等の実施の状況

(か所)

開館状況	平成 17 年	平成 16 年	増 減
土曜日	11,245 (74.1%)	10,462 (72.4%)	783
日曜日	407 (2.7%)	414 (2.9%)	△7
夏休み等	13,122 (86.4%)	12,289 (85.0%)	833

注：()内は各年の総数に対する割合である。

10 利用できなかった児童数等の状況

	平成 17 年	平成 16 年	増 減
利用できなかった児童がいるクラブ数	2,169か所	1,684か所	485か所
利用できなかった児童数	11,360人 [134人]	9,400人 [92人]	1,960人 [42人]

注：利用できなかった児童数を把握しているクラブの数値である。

[]内は障害児数であり、内数である。

(参考) 全市町村数

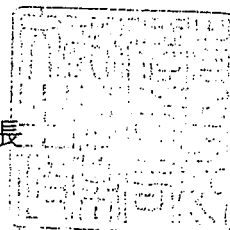
平成 17 年 2,400市町村

平成 16 年 3,123市町村

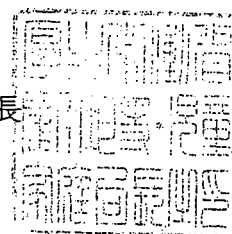
17文科生第595号
雇児発第0210002号
平成18年2月10日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長 殿
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長

文部科学省生涯学習政策局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び
両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」（以下「地域子ども教室」という。）を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

記

1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用を努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。

また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。

健全育成推進事業実施要綱（改正案）

（児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知）の「別紙」の「別添4」）

1 趣 旨

児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、政令指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) 地域組織連絡協議会助成事業

家庭及び地域社会において児童の健全な育成が推進されるよう設置された、地域組織連絡協議会が行う地域の子育て支援、地域の児童の安全確保にかかわる内容を基本とした、地域組織活動の促進及び指導者を育成するなど組織の運営の発展を図る研修等に対して助成する事業。

(2) 放課後児童指導員等資質向上事業

放課後児童指導員等に対する、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等に加え、障害児など、特に配慮が必要な児童に対する指導に関する研修を実施する事業。

(3) 地域子育て環境づくり支援事業

地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(4) 児童ふれあい交流支援事業

中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。

4 費 用

都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

放課後児童クラブ等支援事業実施要綱（改正案）

（児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知）の「別紙」の「別添10」）

1 趣 旨

放課後児童クラブへのボランティアの派遣等を通じて、児童の健全育成の促進を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合い活動することは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、放課後児童クラブへ派遣する。

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員及び市町村が認定した認可外保育施設の保育従事者、調理担当職員に対する健康診断を実施する。

4 事業の実施方法

(1) ボランティア派遣事業

次の何れかの事業を実施するものとする。

① 伝承遊び等事業

伝承的な遊び（お手玉・けん玉・あやとりなど）、伝統芸能（民謡・三味線・祭りなど）、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、お店体験（地域のお祭りへの参加）、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

④ 長期休暇派遣事業

長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。

(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業

感染症罹患等の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行う。

5 留意事項

(1) 4の(1)の実施に当たっては、異年齢交流や地域のボランティアなどの効果的な活用を図る観点から、同じ学校で放課後児童クラブと文部科学省の「地域こども教室推進事業」を実施する場合は、両事業の連携を図ること。

(2) 4の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健診について既存の健診制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。

6 費 用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(1) 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 政令指定都市及び中核市が実施する事業

(資料9)

児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 (別表改正案)

(児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について(平成9年6月5日厚生省発児第72号厚生事務次官通知)の「別紙」の「別表」)

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
県立児童厚生施設事業費	1 県立児童厚生施設事業費 (ネットワークづくり事業) 1 都道府県当たり年額 <u>10,070,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の県立児童厚生施設にあつては、 <u>5,035,000円</u>)	県立児童厚生施設事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3
児童環境づくり推進機構事業費	2 児童環境づくり推進機構事業費 1 都道府県当たり年額 <u>31,220,000円</u>	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
児童育成事業推進等対策事業費	3 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
健全育成推進事業費	4 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>6,000,000円</u>	健全育成推進事業に必要な経費	1/3
市町村児童環境づくり基盤整備事業費	5 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 <u>1,831,000円×か所数</u> (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり <u>915,000円</u> とする) (2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

市 町	1 か所当たり年額 3,016,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあつては、1か所当たり1,508,000円とする)	
村	6 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 10,451,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあつては、1か所当たり5,225,000円とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費
児 童	7 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費
環 境	8 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,200,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費
づ く り 基 盤 整 備 事 業 費	9 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費 (1) 開設日数 281日以上 ① 1クラブ（年間平均児童数10～19人）当たり年額 1,131,000円×か所数 ② 1クラブ（年間平均児童数20～35人）当たり年額 1,683,000円×か所数 ③ 1クラブ（年間平均児童数36～70人）当たり年額 2,640,000円×か所数 ④ 1クラブ（年間平均児童数71人以上）当たり年額 3,594,000円×か所数 ⑤ 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 309,000円×か所数 ⑥ 障害児受入推進費額（障害児を受入れる場合） 1クラブ当たり年額 687,000円×か所数 (2) 特例分（開設日数 200～280日） ① 1クラブ（年間平均児童数20人以上）当たり年額 1,611,000円×か所数 ② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合） 1クラブ当たり年額 296,000円×か所数	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食物費を除く。）
	10 放課後児童クラブ等支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 441,000円×事業数 (2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 505,000円	放課後児童クラブ等支援事業に必要な経費

児童館等の設置状況

No	自治体名	児童館		大型児童館	児童遊園	母親クラブ		
		児童センター等				か所数	会員数	
1	北海道	○	287	0	19	○	106	6,926
2	青森県	○	109	0	44	○	167	9,066
3	岩手県	○	133	0	97	-	-	-
4	宮城県	○	79	1	214	○	51	2,390
5	秋田県	○	109	1	5	○	122	12,220
6	山形県	○	72	0	103	○	99	5,400
7	福島県	○	71	0	18	○	74	4,616
8	茨城県	○	46	1	17	○	45	2,850
9	栃木県	○	54	1	12	○	25	1,342
10	群馬県	○	62	1	3	○	29	1,230
11	埼玉県	○	107	0	14	-	-	-
12	千葉県	○	75	0	681	-	-	-
13	東京都	○	626	2	109	○	18	550
14	神奈川県		65	0	5	-	-	-
15	新潟県	○	74	1	120	○	25	1,654
16	富山県	○	47	1	18	○	163	13,004
17	石川県	○	96	3	4	○	131	7,717
18	福井県	○	106	1	2	○	265	16,110
19	山梨県	○	49	0	9	-	-	-
20	長野県	○	163	0	46	-	-	-
21	岐阜県	○	72	0	10	-	-	-
22	静岡県	○	48	0	189	○	62	2,151
23	愛知県	○	263	0	881	○	98	8,473
24	三重県	○	42	1	10	-	-	-
25	滋賀県	○	50	1	57	-	-	-
26	京都府		47	0	0	-	-	-
27	大阪府		45	1	6	-	-	-
28	兵庫県	○	75	2	3	○	45	2,567
29	奈良県	○	58	0	6	-	-	-
30	和歌山県	○	105	0	1	○	621	15,200
31	鳥取県	○	50	0	10	○	42	1,943
32	島根県	○	28	0	10	○	23	1,040
33	岡山県	○	46	1	16	○	91	4,257
34	広島県	○	41	0	5	○	14	500
35	山口県	○	43	0	81	○	187	9,750
36	徳島県	○	64	0	4	-	-	-
37	香川県	○	60	1	3	○	92	8,500
38	愛媛県	○	32	1	5	○	208	16,000
39	高知県		31	0	50	-	-	-
40	福岡県		47	0	590	-	-	-
41	佐賀県	○	30	0	13	○	23	1,282
42	長崎県	○	41	0	58	-	-	-
43	熊本県	○	47	0	8	○	46	2,300
44	大分県	○	38	0	23	○	102	4,464
45	宮崎県	○	74	0	249	○	76	3,140
46	鹿児島県		39	0	11	○	5	208
47	沖縄県	○	56	0	1	○	29	2,100
48	札幌市		103	0	12	-	-	-
49	仙台市		72	0	39	○	48	683
50	さいたま市		14	0	4	-	-	-
51	千葉市		0	0	11	-	-	-
52	横浜市		0	0	1	-	-	-
53	川崎市		59	0	0	-	-	-
54	静岡市		-	-	-	-	-	-
55	名古屋市	○	18	0	16	-	-	-
56	京都市	○	101	0	0	-	-	-
57	大阪市		21	0	0	-	-	-
58	神戸市		118	0	2	-	-	-
59	広島市	○	101	0	0	○	87	4,062
60	北九州市	○	42	0	1	○	18	1,216
61	福岡市		1	0	0	-	-	-
	計		4,652	21	3,926		3,237	174,911

資料1 児童館・児童遊園数は、厚生労働省『社会福祉施設等調査報告』(平成15年10月1日現在)

2 児童館・児童センター等の○は、児童館連絡協議会をもつ都道府県・指定都市

3 母親クラブ数は、全国地域活動連絡協議会調(平成16年10月1日現在)

4 母親クラブか所数の○は、連絡協議会を設置している都道府県・指定都市

民生委員・児童委員証明書表記事項及び様式例

(表 面)

1 区域担当民生委員・児童委員

第 号 民生委員・児童委員証明書	
写 真	所属 氏名 生年月日 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する民生委員・児童委員であることを証明します。
	平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日)
〇〇県知事(市長) ×× ×× 印	

2 主任児童委員

第 号 民生委員・児童委員証明書(主任児童委員)	
写 真	所属 氏名 生年月日 上記の者は、民生委員法及び児童福祉法第16条に規定する民生委員・児童委員(主任児童委員)であることを証明します。
	平成 年 月 日公布 (有効期限 平成 年 月 日)
〇〇県知事(市長) ×× ×× 印	

(裏 面) 1, 2 共通

注 意 事 項	
1 民生委員・児童委員活動にあたり、必要な際に民生委員・児童委員であることを証明するものとして使用すること。	
2 民生委員・児童委員として活動中は常に携帯すること。	
3 他人への貸与もしくは譲渡又は記載事項の改ざんをしないこと。	
4 紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに〇〇県知事(市長)に届出、再交付をうけること。	
5 退任等により民生委員・児童委員でなくなったときは、遅滞なく〇〇県知事(市長)に返納すること。	

